

令和8年度「重点指導事項」について（お願い）

令和7年度第55回全国中学校剣道大会の運営及び試合・審判についての反省と今まで引き継がれてきた課題から、次年度の山口大会に向けて「重点指導事項」を策定いたしました。
つきましては、各都道府県の大会や強化会・講習会等において、顧問及び地域クラブ代表者に周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 申し合わせ事項についての徹底

- (1) 「申し合わせ事項」（別紙）についてのご理解とご協力、指導の徹底をお願いします。

用具・着装全般(文字等を含む)について従来の伝統的な色や形を安易に変える傾向が若干見られますが、極力「申し合わせ事項」には加えず、「指導」の形で対応します。規則に固執することなく「質実」という伝統文化の良さを積極的にご活用いただき、ご協力をお願いいたします。

2 礼法について

- (1) 蹲踞の「始め」と「終わり」を正確・丁寧に行う。
※ 「始め」は竹刀を抜きながら蹲踞し、静止する。
※ 「終わり」は納刀した後、右手を右太股においてから立ち上がる。
◇ 詳しくは、剣道指導要領P44、45参照
- (2) 団体の礼の前後や選手交替時における余計な所作は改める。
※ 円陣を組んでの発声やパフォーマンス、胴づき、握手など
※ 団体戦の選手入れ替えを速やかに行う。(個人戦も同様)
◇ 全日本剣道連盟剣道試合・審判運営要領「その他の要領」5項参照

3 その他

- (1) 危険かつ見苦しい暴力的行為は、厳に慎むようご指導ください。
- (2) 「安易に左拳を中心線から外す防御姿勢をとらせない」いわゆる「公正を害する変形な構え」について、今後も継続してご指導ください。
- (3) 「鏝競り合いの解消途中」で時間空費が目的と思われる打ちを継続する場面が見受けられます。反則行為としてご指導ください。
- (4) 面紐の長さは結び目から40センチメートル以下です。また、結び目の位置が高過ぎる選手も見られました。面が外れたり、転倒時に後頭部を保護できなかつたりする可能性があります。危険防止として適切な位置で結ぶよう、今後も継続してご指導ください。
◇ 剣道試合・審判・運営要領の手引きP25参照
- (5) 着装は華美にならぬようご指導ください。学校名(地域クラブ活動名)、校章以外の刺繍やワッペン等を、剣道着の袖につけたり、入れたりしないでください。袴の裾や防具等にも刺繍やワッペンをつけないでください。
- (6) 試合者の名札は、生徒役員が判読しやすい字体にしてください。
- (7) 試合者が、試合中に中止要請をする場合、「タイム」と発声するようご指導ください。
- (8) 剣道着の袖については危険防止の観点から肘が隠れる長さとし、縫い上げ等の加工をしないようご指導ください。
- (9) 「応援は拍手のみ」を各地区大会から周知徹底してください。

<次年度の全国中学校剣道大会競技規則>

(公財)全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則、同細則」及び令和8年度

(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項による。

更に、以下を含めた試合・審判の運営を行う。

① 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」（令和6年9月1日改訂）

② 「令和8年度(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部審判員共通認識事項」

<本件に関する問い合わせ先>

(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部長 山下 克久

勤務先：茨城県阿見町立朝日中学校

電話：029-842-7771

令和8年度(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 審判員共通認識事項

本共通認識事項は、令和5年度にコロナ禍で開催された四国全中をきっかけに、審判員のみならず、日々の稽古など様々な場面で、選手や指導者が共通の認識を持ち、一体となって「正しい剣道」、「正しい試合」を醸成していくために作成されたものです。地域クラブとも連携を図り、広く周知していただきますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

1 (公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 ブロック長会議より

- (1) 全日本剣道連盟 (R6.9.9 発出)『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂に係る確認事項について
- つば(鏢)競り合い解消に至る時間は「一呼吸(3秒程度)」。
 - つば(鏢)競り合いを解消する場合は、正しい鏢競り合いから鏢と鏢で競り合う力を利用して積極的(一気)に解消する。
 - つば(鏢)競り合い時の**発声**については、「指導」や「反則」とはしないが、鏢競り合いは互いが最も接近して緊迫した**状態**であることから、日頃の稽古や試合においては極力発声しないよう指導する。
 - 審判員の移動・交替要領・団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻す。「剣道試合・審判・運営要領の手引き」p15 図の通りとする。
 - マスクの着用について
 - ・引き続き、面マスクまたはシールドを着用する。

(2) 団体戦の代表者戦、個人戦での延長戦について

- 延長戦は2分ずつ区切って行う。
 - ・ 試合時間3分⇒延長2分⇒延長2分⇒【小休止(深呼吸をする程度)】
 - ⇒延長2分⇒延長2分⇒【休憩(面を外して給水)】
 - ※上記を繰り返す。
 - 【小休止】 ⇒ 開始線の位置で10秒程度の深呼吸。
 - 【休憩】 ⇒ 立ったまま納刀し、待機場所に戻って面を外し、所定の場所(※1)で水分補給を行う。試合再開までの時間は5分とする。(※2) その際、監督は選手に指示をしない。
 - ※1・給水場所については、会場の状況や使用上のルールに応じて決める。
 - ※2・計時については、試合場主任もしくは時計係が所定の場所で計測する。

<審判員の所作>

- 【小休止】 審判員は試合者に「その場で深呼吸しましょう」と促す。
- 【休憩】 左手に審判旗を持ち、右手を右斜め下方に伸ばし、手の平を下に向け「休憩」と宣告する。

(3) 裏交差について

- つば(鏢)競り合いの際、裏交差になっている場合は、正しいつば(鏢)競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消する。再三繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、反則を適用する。
- 裏交差のまま分かれると直ちに反則になるものではなく、意図的に裏交差にする場合や、一方が表に戻そうとするところを合わせずに分かれる場合などを繰り返し、明らかに公明正大に試合をしていない場合について反則の対象とする。

2 審判員共通認識事項

(1) つば(鏢)競り合いについて

- つば(鏢)競り合いの定義

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P9 三「規則の解釈と運用」 2「つば(鏢)競り合いについて」

つば(鏢)競り合いは、鏢と鏢とが競り合って互いが最も接近して緊迫した**状態**である。つば(鏢)競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

つば(鏢)競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならない。しかし、鏢競り合いが長く(一呼吸：3秒以上)続くようであれば、基本的には次の観点から総合的に是非を判断する。

- ① 正しい鏢競り合いをしているか。
- ② 打突の意志が有るか。
- ③ 分かれる意志が有るか。

○「剣道試合・審判・運営要領の手引き」三 2 P10～11 より

- ・ 終始、拳が相手の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当なつば(鏢)競り合いである。
- ・ 暴力的であったり、意図的なひっかけ(ひっかけることを目的にする)だったり、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
- ・ 膠着や不当なつば(鏢)競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。

(2) つば(鏢)競り合い開始の起点と解消の見極めについて

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P31 事例5

- 鏢競り合いは鏢と鏢が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鏢競り合いにならずとも相互に接近した状態から鏢競り合いの開始時点とする。
- 相互の剣先が完全に離れる(直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる)まで積極的(一気)に解消しているか注視する。

(3) つば(鏢)競り合いの解消途上の見極めについて

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P33 事例8

- 正しい鏢競り合いから鏢と鏢で競り合う力を利用して積極的(一気)に解消しているか、年齢や錬度を考慮し、審判員は総合的に判断する。
- 解消途中に不当な行為がないか。
 - ・ 下がると見せかけて打突する行為。
 - ・ 竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。
 - ・ 故意に体を反らせたり、曲げたりする行為。
 - ・ 竹刀を意識的に肩に掛ける行為。
 - ・ 竹刀を開く、下げる行為。
 - ・ その他、不当と思われる行為。明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は2回、3回と続けば合議の上、判断する。
- 解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれたりするような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。

(4) つば(鏢)競り合いが膠着した際の分かれの宣告について

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P11

- つば(鏢)競り合いが膠着した場合は「分かれ」をかける。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。膠着の状態を安易に考えないようにする。

(5) 公明正大に試合ができていないと判断される攻防について

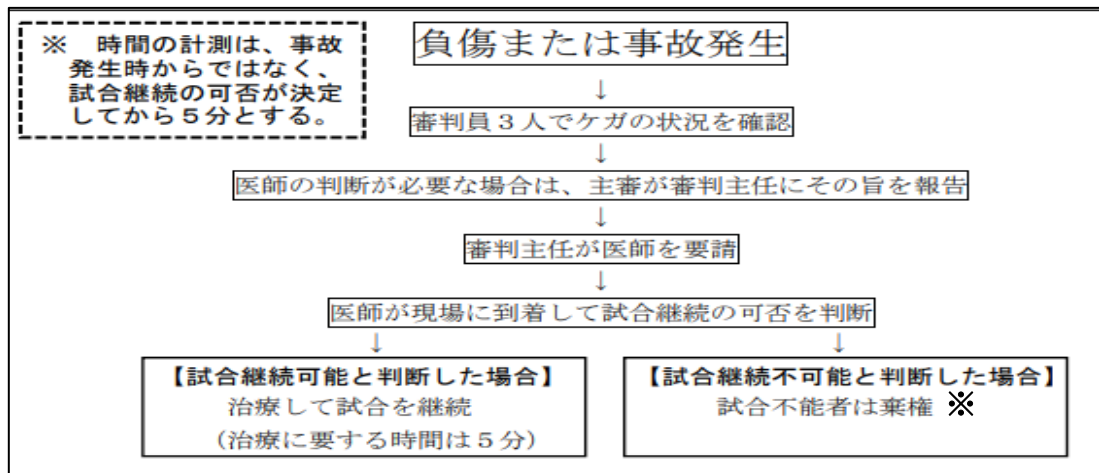
- 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。審判員は以下のような場面を見逃さず、「公明正大に試合を展開する」ことを優先させ、選手達が正しい試合、正しい剣道ができるよう厳正に判断する。
 - ・ 「変形な構え」となるまで左拳は挙げていないものの、巧妙に防御姿勢(勝負の回避)をとって相手に接近したり、意図的に時間空費を行ったりする。
 - ・ 時間空費が目的と思われる打突を繰り返す。
- 明らかに意図的な行為であれば即座に反則とする。
- 意図的な行為とは断定できないものの、疑わしい行為が再三繰り返されれば反則とする。

- (6) 「公正を害する行為」と「時間空費」の見極めについて
- 時間空費を目的として公正を害する行為を行うことも考えられるため、総合的に判断する。
 - 公正を害する行為
 - ・ 意図的に表から裏交差にする行為
 - ・ 分かれる際に不要な動き(おさえる、巻く、逆交差にする、肩にかけて分かれるなど)をする行為
 - 時間空費
 - ・ 意図的にゆっくり下がる。または、相手を下がる行為
 - ・ 勝負の回避、手元をあげて相手に接近する行為
- ※ 審判3名の中で、2名は時間空費、1名は公正を害する行為というように判定が割れる場合もある。
- (7) 合議について
- 合議の最中にジェスチャーは行わない。口頭で合議を行う。
 - 合議は相談ではなく、確認である。短時間で行う。
- (8) 合議後の説明から反則の宣告までの流れについて
- 合議後、主審は定位置には戻らず、その場で選手を待つ。選手が開始線に出てきて構え直したら近付いて説明を行う。その後、定位置に戻り、旗表示をした後、反則を宣告する。
- (9) 反則を適用する際、反則名は宣告するのだろうか
- 選手に説明をしたうえで「反則1回」と宣告する。(反則内容は監督にも聞こえるように説明する。)
- (10) 「押し出しの反則」なのか「場外反則」なのかの見極めについて
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P26 〈主な事例の解説〉
- 〈事例5〉体当たりと押し出しとを区別する判断の基準はあるか。
- ① 打突後の体当たりや相手を崩して打突するなど、打突に結びつく行為でなければ不当な押し出しになる。
 - ② 打突の意志がなく、押し出す目的であったのか否かを見極める。
 - ③ 堪えられる程度の接触なのか否かを見極める。
- (11) 竹刀を落とした場合の判断について
- 竹刀を落とした者の「反則」とする。ただし、故意に相手の竹刀を落とすことを目的とした行為(何度も竹刀をたたき、竹刀をひっかける等)であれば、公正を害する行為として、その行為を行なった者の「反則」とする。
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P25 〈主な事例の解説〉
- 〈事例3〉一方が自分の竹刀で相手の竹刀を強く叩いて落とした。強く叩いた側が反則になるか、それとも落としてしまった側が反則になるか。
- ① 攻防の中で叩いたのであれば不当な行為にはならない。落とした側を反則にする。
 - ② 強く叩いた行為が見苦しい場合は、第1条の本規則の目的に照らして反則にする。
- (12) 変形な構えに対する左小手への打突について
- 有効打突の要件・要素を満たしていれば1本となる。
- (13) 倒れたとき、うつ伏せ等による相手の攻撃に対応する意志が見られない行為は、反則を適用する。
- 「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P11 細則 第16条5
- (14) 片手を放しての防御姿勢について
- ・ 返し胴を打突した後など、後打ちを避けるために右手で竹刀を持ち、竹刀および右手・右腕で面、柄部で小手、左腕で胴を隠して防御する行為。
 - ・ 身体接触等で崩されて片手が竹刀から離れた際、同様な形で相手の打突を避けようとする行為。等
- 一瞬ではなく一定時間以上その姿勢を取った場合、原因と現象を見極めて反則を適用する。

(15) 負傷または事故発生時の対応について

※(公財)全日本剣道連盟剣道試合審判規則・規則第2節「審判の処置」による。

① 試合者が負傷などした場合は、次の要領で処置をする。



② 審判員は、試合継続の可否判断が下されるまで試合場内に留まる。

③ 相手選手については、そのときの状況により、審判主任の判断で対応する。待機中、監督からの指導は認めない。

④ 試合継続の可否判断が下された後の審判員の動きについては、試合者に準ずる。

【上記表※の補足】

- ・「**棄権**」とは、その試合に対する判断であり、団体戦においてはその後の回復状況によって医師および審判員の判断、並びに監督(保護者)との相談の上、その後の試合に出場することができる。
- ・負傷により試合が継続できないとき、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を引き起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。
- ・加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

(16) 異議の申し立てについて

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P22 規則

第35条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

第36条 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の試合終了までに、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

○ 規則の実施に関して、監督自身の理解が不十分な場合や、選手を一旦落ち着かせるような意図などで異議の申し立てが行われる疑いがある時などは、審判主任や審判長は毅然と対処する。

(17) 主審の専決事項と副審からの合議について

○ 「剣道試合・審判規則 同細則」 P18 第2章審判 第1節審判事項

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P8「合議」

○ 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P11、P30、32、33、34〈事例4〉〈事例6〉〈事例7〉〈事例9〉

・ 「膠着」や「不当な鏝競り合い」に関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決事項である。

・ 「意図的な時間空費」、「防御姿勢による接近する行為」に関する処置も、試合の運営にかかわる主審の専決事項である。

○ 「剣道試合・審判規則 同細則」 p16 規則

第24条③「副審は…主審の補佐をする。なお、緊急のときは、試合中止の表示を宣告することができる。」

・ 上記に示した主審の専決事項以外で、危険・違法・不当な行為があったとき。(場外に出たか出ていないか、竹刀を離し操作不能になった、相手の竹刀を握った、刃部を握ったなど、見落としや見誤りがあった場合など。)

○ 一方の試合者が不利益を被るようなことはあってはならない。上記に示した主審の専決事項や副審の任務についての共通理解を図った上で実施する。

(18) 審判旗の巻き方について

- 審判旗の巻き方(縦巻きか横巻きか)は、大会ごとの申し合わせ事項により決定する。

(19) 「変形な構え等の防御姿勢」について

- 「変形な構え」で微妙な場合は複数回見ること。明らかな場合は即指導をとる。左拳の位置、剣先(けんせん)の下がり具合が判断基準となるが、微妙な形を繰り返す場合、合議を掛けて確認をする。
※ 変形な構えによる防御姿勢で相手に接近するなど、意図的に勝負を回避する行為は反則を適用する。

(20) 試合開始時の蹲踞・「始め」の宣告について

- 正しい蹲踞、竹刀と目印をきちんと確認してから「始め」の宣告を行う。
- 開始線で蹲踞もしくは構えた状態で、選手の竹刀や体が動いている場合はきちんと静止させる。
 - ・ この徹底により、試合者が正しく構えて打突動作に入ることができる。構えが成立する前に打突動作に入った場合は、ただちに主審は「止め」を宣告する。もし、打突が当たったとしても有効打突として認めない。その後、試合者に指導したうえで再度「始め」を宣告する。このとき、試合者に再び蹲踞をさせる必要はない。
- 終了時は、蹲踞の姿勢で納刀し、右手を太ももに置いてから立ち上がる。正しい動作が行えない場合はその場で指導し、やり直させる。
- 膝の怪我などで正しい蹲踞ができない場合の対応について
 - ・ 試合が始まる前までに、監督が各試合場の審判主任に申し出る。
 - ・ 審判主任は当該試合の審判員と対戦校の監督にその旨を伝える。

(21) 団体戦における先鋒戦の開始の宣告について

- 大会運営をスムーズに行うため、監督が畳に座ったことを確認してから「始め」の宣告を行う。
 - ・ 監督は、チーム間の始めの礼の後、速やかに前列畳に移動し、選手を待たずに着座する。
 - ・ 選手は、前の試合のチーム間の終わりの礼の後、直ちに2列目の畳から立礼の位置へ移動し、チーム間の始めの礼を行う。面・小手・竹刀の移動は、チーム間の礼が終わった後に行う。

(22) 団体戦で、どちらかのチームまたは両チームが3名か4名の場合の始めの礼について

- 両チームの中堅までの選手は面・小手を着用し、竹刀を持って始めの礼を行う。

【本件に関する問い合わせ先】

(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部長

阿見町立朝日中学校 校長 山下 克久

TEL 029-842-7771

FAX 029-842-2865

Mail yamakatu.4266@gmail.com

※原則、各地区ブロック長や各県専門部長を通してご連絡ください。

令和 8 年度全国中学校体育大会 地域クラブ活動の参加資格の特例 各競技細則

- ◎ 本細則は、「令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」（令和6年10月11日付け文書）に準じて作成しています。
 ◎ 令和7年度全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準「7 参加資格」「参加資格の特例 ◎地域クラブ活動に所属する中学生」により作成しているため、その記載内容を熟読の上、この表を確認してください。

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレ） 出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認資格	その他の条件
		個人	団体（リレ）		個人	団体		
15	剣道	○	△	団体戦については、以下の通りとする。 ①自治体主導で発足した地域クラブ活動（モデル地区を含む） ②部活動の地域展開を主目的として発足したクラブ活動 ③地域のために日常的に活動が継続されているクラブ活動 上記③は、1年以上の活動実績があり、複数学年の生徒が所属していること。かつ、都道府県中体連剣道専門部が都道府県中体連加盟条件を遵守した団体であると判断したクラブ活動とする。	特になし ただし、各都道府県剣道連盟の規程に準ずる	各都道府県剣道連盟の規程に準ずる	●団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。 ●日本中体連の「参加資格の特例及び細則」、並びに各都道府県中体連の加盟条件を遵守した団体であることが前提であることから、これに（学校部活動の意義やマナー等を含む）に反する行動が見られた場合は、都道府県中体連（都道府県中体連剣道専門部）の判断で除名することもある。	

【補足説明】

- 地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動
 ⇒運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していても該当部活動が対象になっていない地区は該当しない。
 これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。
- バスケットボールの「中学校単位」の解釈
 ⇒地域クラブ活動の場合、中体連主催大会バスケットボール競技大会に参加を希望する中学校の生徒全員が一つの所属先にいることを示している。チームを構成する学校数に制限は設けませんが、大会に参加を希望する生徒全員がそのチームに所属していることが条件である。つまり、バスケットボール部がない学校毎に所属する地域クラブ活動を一つにまとめる必要がある。
- 剣道の「複数学年」について
 ⇒小学生や高校生も含めて、継続して活動している実態があるクラブであれば、「地域のために日常的に活動している」と判断できると考えている。

令和7年10月1日

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部 各ブロック長 様
各都道府県剣道専門委員長 (部長) 様
各中学校剣道部顧問 様
各地域クラブ活動代表者 様

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部長 山下 克久
(公印省略)

剣道部活動における適切な指導について (通知)

秋冷の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本連盟剣道競技部の活動に格別のご協力とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、昨年10月7日付けで通知したところです。

つきましては、改めて下記について、関係の皆様にご確認いただき、全国の各中学校および中体連加盟の地域クラブ活動において、適切な指導が実施されますようお願いいたします。

記

(1) 人格や人権、自主性の尊重

部員の人格を否定したり、人権を侵害したりする体罰や暴言は、部員や保護者との信頼関係を著しく損ない、重大な問題へと発展してまいります。部員一人一人の個性を尊重し、「剣道の稽古を通して人を育てる」ことを念頭におき、指導者として部員の模範となる行動をとることを心がけてください。

(2) 発達段階を考慮した稽古

部員の発育・発達段階によって、目的、頻度、運動強度、持続時間、稽古の種類などを組み立てることが大切です。これらを見ない稽古やトレーニングは、障害や意欲低下を招くおそれがあります。生涯にわたって剣道を愛好していけるよう、適切な指導を心がけてください。

(3) 勝利至上主義に陥らない

多くの部員が「勝利」を目指し、指導者も同じ気持ちで指導にあたります。勝つために努力することを通して、成長できる要素はありますが、「手段を選ばず、ただ勝てばよい」という考えが先行し、指導者の要求レベルが高過ぎると、部員を追い込み、体罰や暴言といったトラブルが発生することも懸念されます。指導者と部員と保護者が三位一体となって、チーム目標や個人目標を確認・尊重して、将来的な人格の形成を見据えて指導にあたるよう心がけてください。

※ 以上、部員が日常の稽古や試合を通して、心と体のバランスを保ちつつ、「剣道を続けて良かった」と感謝できる環境づくりを是非ともお願いいたします。

令和7年10月1日

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部 各ブロック長 様
各都道府県剣道専門委員長 (部長) 様
各中学校剣道部顧問 様
各地域クラブ活動代表者 様

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部長 山下 克久
(公印省略)

剣道部活動における竹刀・防具の安全及び事故防止について (通知)

秋冷の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、昨年10月7日付けで通知したところです。皆様のご理解とご協力のおかげで、竹刀の破損による事故は少なくなっておりますが、面紐の結ぶ位置や稽古着の袖の長さなど、まだまだ指導が行き届いていない点があります。また、ワッペン等を防具に縫い付けるなど、華美につながるものも見受けられました。

つきましては、生徒の安全と生命を守る観点、及び中体連の教育的指導の観点から、日頃の稽古や大会前の十分な点検整備を習慣化するとともに、剣道場の環境整備等を行うなど、事故防止について万全を期すようお願い申し上げます。

記

1 稽古において

- (1) 竹刀点検の徹底 (開始前・休憩時・終了時・稽古中も適時)
 - ・ 破損(ささくれ等)、不備 (先革破損・弦及び中結のゆるみ) のものは使わせない。
- (2) 剣道具の確認
 - ・ 面金 (物見部分) が変形し幅が広がっているようなものは使わせない。面ぶとんは肩関節を保護する長さとし、面紐の結び目が高い生徒は直すよう指導する。

2 大会・錬成会等において

- (1) 公式戦 (県大会・各地区予選会) での対応
 - ・ 竹刀検量を実施し、検量を合格した竹刀のみ使用可とする。
- (2) 顧問・監督・外部指導者等による竹刀点検の実施
 - ・ アップ開始前及び試合開始前に点検を行う。(検量済み竹刀も同様)
- (3) 破損・不備等ある竹刀の没収
 - ・ 竹刀検量時に確認し預かる等の処置を行う。大会終了後に返却する。
- (4) 活動方法の工夫
 - ・ 会場の広さに応じた適切な人数や活動形態を工夫した大会を実施する。

3 日々の活動を通して

- (1) 竹刀点検の習慣化
 - ・ 竹刀の状態を常に保守点検する習慣を身に付けられるように指導する。
- (2) 剣道具を正しく装着
 - ・ 剣道着 (肘が隠れる長さ)、袴、剣道具を正しく装着できるよう指導する。
- (3) 剣道場の環境整備
 - ・ 掃除が行き届き、清潔な環境で稽古できるよう指導する。

学校部活動剣道指導の方向性と課題

(公財) 日本中学校体育連盟剣道競技部長 山下 克久

1 方向性

日本中体連剣道競技部では、中学生が最大の目標とする全国大会において、「申し合わせ事項」を策定し、各ブロック大会や各都道府県大会、更には各都道府県内の地区大会でも、同一歩調で運用していけるよう努めています。

この「申し合わせ事項」は発達段階を考慮したグランドルールであり、生涯剣道の基礎を正しく学ぶために定めたものです。しかしながら、ブロック大会や都道府県大会に浸透させることは、日頃の指導の積み重ねによる点が大きく、容易なことではありません。

そこで、毎年全国大会終了後に、ブロック長会議や審判会議・審判講習会で出た課題や成果を集約し、「申し合わせ事項」に係る解説を追加したり、努力事項をより焦点化した「重点指導事項」を作成したりして、各都道府県の競技委員長（部長）を通じて、各校の顧問が日常の指導の中で生かせるよう配慮しています。

また、毎年勝浦で開催されている全国高等学校・中学校剣道（部活動）指導者研修会（今年度は10月11日（土）～13日（月）実施）の折にも取り上げています。

2 解決に向かっている課題

- (1) 礼法の中の正しい蹲踞に関する事項（剣道指導要領 P44.45）
※ただし、納刀時の所作については引き続き指導が必要
- (2) 剣道着・袴・剣道具・竹刀・鍔などの用具全般の華美に関する事項
（クラブチームも含め、引き続き周知徹底を図る）
- (3) 試合中の「かち上げ」「振り倒し」等危険行為に関する事項
- (4) 団体の礼の前後や選手交替時における余計なパフォーマンスに関する事項

3 現在継続指導中の課題

- (1) 試合前者と後者のスムーズな入れ替えに関する事項
- (2) 面紐の長さ結び目の位置、剣道着の袖の長さに関する事項
- (3) 接近した状態での時間空費に関する事項（3秒程度の解釈等）
- (4) 公正を害する行為「変形な構え」に関する事項
（変形な構えではないが、手を伸ばして攻撃の意思がない状態も含む）
- (5) 「応援は拍手のみ」の徹底に関する事項
- (6) 適切な指導（体罰暴言等）に関する事項（通知）
- (7) 竹刀の安全に関する事項（通知）

※ 以上の課題については、「1 方向性」で述べたような順序で各ブロックや各都道府県への浸透を図ってきました。今後も同じ流れで課題解決に努め、審判会議・講習会、監督者会議、調査等でも常に課題として取り上げていきます。

事務連絡
令和8年4月7日

各都道府県中学校体育連盟
剣道専門委員長（部長）様

（公財）日本中学校体育連盟
剣道競技部長 山下 克久

有効打突に係る「残心」（終末動作までの見取り）について（周知）

標記の件につきましては、昨今の審判講習会等で、講師から強調して指導されております。

概要は、「本来、相手に対して攻防できる備えを示すべき「残心」が、相手とは別の方向を向いて構えるなど、「残心」とは言えない所作が見受けられる。ついては、有効打突の重要な条件である「残心」（終末動作）までしっかり見取って判断すること。」というものです。

中体連においても、単に有効打突の条件というだけでなく、相手に対しての礼儀や感謝の心も含めて、「残心」がもつ教育的意義をしっかりと指導すべきであると考えます。

つきましては、各都道府県での大会等における審判員への周知はもちろん、各学校・地域クラブ等での日常の稽古において、「残心」の重要性について指導していただきますようお願いいたします。当然のことではありますが、有効打突は、全剣連「剣道試合・審判規則」第12条「有効打突」に基づいて判断されるため、大会において「残心」が示されなかったと審判が判断した場合には、有効打突が取り消しとなることも併せて周知願います。

なお、上記につきましては、あくまでも現行規則を再確認するものであり、ルール変更等ではないことを申し添えます。